

## 【来自厚生劳动省的通知】

### 敬致中國归國者的配偶及其二代・三代 ◎有关针对外国国籍者享受公共年金制度的通知

#### 【厚生労働省からのお知らせ】

**中國帰国者の配偶者や二世・三世の皆さんへ**

#### ◎外国籍の方々に対する公的年金制度についてのお知らせ

要想领取公共年金，原则上必须满足加入的年金期间为 25 年的要求。

但是，由于从外国来日本定居者有不能满足以上要求的可能，所以，如果是在满 65 岁以前取得日本国籍或获得永久居住权者，可以享受以下两个期间被加算入规定的 25 年必要期间内的待遇。

- ① 自 1961 年 4 月至 1981 年 12 月，在日本拥有住址的期间。
- ② 自 1961 年 4 月以后居住国外，在日本没有住址的期间。

原则上，以上两个期间作为合算对象期间加算入年金领取资格计算期间内。(合算对象期间：在判断是否满足领取年金资格时决定是否被加算的期间。此期间不被视为年金额计算用期间。)

但是，要想享受以上待遇，必须满足在 65 岁生日以前取得日本国籍或获得永久居住权的要求。有关此项要求还望已回国定居的遗华日本人的配偶以及二代三代注意！

有关详细说明，请参考随信寄去的小册子。另外，也可以通过浏览社会保险厅的官方网站 (<http://www.sia.go.jp>)。

公的年金を受給するためには、原則 25 年間の受給資格期間が必要となります。しかし、海外から日本に永住された方々については、この期間を満たすことができない場合もあることから、65歳前までに日本の国籍を取得した方や永住者の在留資格を取得した方については、

- ① 日本に住所のあった 1961 年 4 月から 1981 年 12 月までの期間
  - ② 海外にお住まいになり日本に住所のなかった 1961 年 4 月以後の期間
- は、原則として、合算対象期間（受給資格を満たしているかどうかをみる場合は算入されますが、年金額を計算する場合には基礎としない期間のことです。）として、年金の受給資格期間に算入されることとなっています。

ただし、この取扱いは、65歳の誕生日の前日までの間に日本国籍又は永住者の在留資格を得ている必要があるので、永住帰国した残留邦人の配偶者や二世・三世の方々はご注意ください。

詳細については、別添リーフレットをご覧ください。また、社会保険庁の HP (<http://www.sia.go.jp/>) にも掲載されていますので、ご参考願います。